(二) 雇用のセーフティネットとしての職業能力開発支援の推進

ア　人材ニーズを踏まえた計画的な職業訓練の推進

都道府県ごとに、関係機関（都道府県、都道府県労働局、雇用支援機構、教育訓練機関、労使団体、学識経験者、その他の機関をいう。）による協議の場を設定し、都道府県労働局が都道府県と連携し、公共職業訓練の訓練計画も考慮した上で、求職者支援訓練について、人材ニーズを踏まえた訓練計画（分野、規模等を含む。）を取りまとめる。

イ　離職者に対する公共職業訓練（委託訓練等に限る。）の推進

雇用情勢の悪化に伴い、失業者が増加する中で、公共職業安定所においては、再就職に必要な知識及び技能を付与するために、積極的かつ効果的な受講あっせんに努めるとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所においては、ものづくり分野等を担う人材育成の推進のため、効果的な訓練コースの設定に当たって必要な地域の人材ニーズ、訓練ニーズ等に関して、把握した情報を提供する等、雇用支援機構及び都道府県に対する協力を積極的に行う。

また、訓練受講希望者に対し、公共職業安定所において職業訓練関係情報の収集・提供及びキャリア・コンサルティングを実施し、適性・能力を踏まえた適切な訓練を受講するよう勧め、訓練終了後は、担当者制も含めたきめ細かな就職支援を実施する。

ウ　求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援の推進

非正規労働者や長期失業者が増大する中で、雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして平成二十三年十月から開始した求職者支援制度により、職業訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給し、公共職業安定所による一貫した就職支援を行う等、求職者の早期の就職を支援する。

エ　ジョブ・カード制度の推進

都道府県労働局は、地域ジョブ・カード運営本部において策定した地域推進計画に基づき、都道府県を始めとした当該運営本部の構成員や関係機関との連携の下、ジョブ・カード制度の着実な推進を図る。

また、公共職業訓練及び求職者支援訓練において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価を実施し、円滑な就職の促進を図る。

地域ジョブ・カードセンター（活動拠点を含む。）及び都道府県労働局においては、雇用型訓練の更なる普及促進を図るため、当該訓練を活用することのメリットや助成制度等を積極的に周知する。

また、公共職業安定所において、雇用型訓練を活用する企業からの求人申込みを受理した場合は、当該求人の充足に向けた取組を積極的に行う。

さらに、公共職業安定所において、職業訓練を受講しない求職者についても、職業能力形成機会に恵まれなかった者を主な対象として、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングが必要と認められる場合は、可能な範囲でこれを実施する。

(三) 職業生涯を通じたキャリア形成支援の一層の推進

ア　企業の職業能力開発への支援

企業内での労働者のキャリア形成を効果的に促進するとともに、国内外における企業活動の活性化に資するため、事業主が労働者に対して職業訓練を実施する場合や労働者の自発的な職業能力開発を支援する場合に、キャリア形成促進助成金を支給し、必要な経費等の助成を行う。

イ　キャリア・コンサルティングの普及促進

労働者のキャリア形成支援を図るため、キャリア・コンサルティングの活用を促進する。このため、民間機関が実施するキャリア・コンサルタント能力評価試験のうち、要件を満たしているものをキャリア形成促進助成金の支給対象として指定する。

また、キャリア・コンサルタントの指導者養成、ジョブ・カード講習の拡充実施等を図るとともに、キャリア・コンサルタントの情報提供体制を整備する。

ウ　キャリア教育の推進

大学等のキャリア教育分野で活動するキャリア・コンサルタント等を対象に、大学等と連携してキャリア形成支援を担う人材を養成するための講習を実施する。

都道府県労働局及び公共職業安定所においては、当該講習の周知・広報を実施し、学生・生徒等に対する効果的な支援に努める。

エ　学生用ジョブ・カードの活用促進

新卒応援ハローワーク等において、学生の就職活動等に効果的な様式として新たに開発した学生用ジョブ・カードの積極的な周知に努めるほか、学生用ジョブ・カードを必要に応じて活用し、大学等の新卒者・既卒者の就職を支援する。

(四) 雇用促進税制の推進

依然として厳しい雇用情勢の中、雇用を機軸とする経済成長を推進する観点から、雇用の受け皿となる成長企業を支援し、雇用の創出を図っていくことが重要である。このため、平成二十三年度税制改正において、雇用を増加させる企業に対し、法人税の税額控除等を行う雇用促進税制が創設された。

都道府県労働局及び公共職業安定所においては、引き続き、本制度の周知を行い、法人又は個人事業主の活用促進を図る。

三　地方自治体や民間事業者等と連携した重層的なセーフティネットの構築

(一) 雇用のセーフティネットの推進

ア　雇用調整助成金を活用した企業の雇用維持努力への支援の実施

都道府県労働局は、雇用調整助成金の活用を促し、引き続き労働者の雇用の維持に取り組む事業主を支援する。

イ　雇用保険制度によるセーフティネットの確保

金融危機後の経済危機以後の雇用失業情勢の悪化に対応するための平成二十三年度までの個別延長給付に係る給付日数の延長等の暫定措置については、依然として厳しい雇用失業情勢にあること等から、当該暫定措置を二年間延長することを盛り込んだ現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九号）が第百八十回通常国会で成立したところであり、引き続き、円滑に支給する。

ウ　求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援の推進

非正規労働者や長期失業者が増大する中で、雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして平成二十三年十月から開始した求職者支援制度により、職業訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給し、公共職業安定所による一貫した就職支援を行う等、求職者の早期の就職を支援する。

(二) 地方自治体との連携による雇用対策の推進

ア　「『福祉から就労』支援事業」の拡充

生活保護や住宅手当の受給者等が就労により自立することを促進するため、地方自治体と都道府県労働局又は公共職業安定所は、支援の対象者、目標、双方の役割分担等を定めた協定等に基づき、相互に緊密な連携を図りつつ、必要に応じて福祉事務所への出張相談等を積極的に行い、生活保護の受給申請等の段階から就労支援を実施するとともに、能力開発を通じたマッチングや就労後の職場への定着に向けたフォローアップ等を重点に行い、就労支援の強化を図る。

イ　パーソナル・サポート・サービス・モデル事業の推進

パーソナル・サポート・サービス・モデル事業の対象者のうち、就労可能な者に対して、生活支援と就職支援を一体的に行うため、公共職業安定所に就職支援ナビゲーターを配置し、地方自治体が配置するパーソナル・サポーターと連携して、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介、各種就職支援制度の周知・助言等を行う。